一般社団法人　全日本動物専門教育協会　会員の皆様へ

全日本動物専門教育協会会員向けの賠償責任保険

〈施設所有（管理）者賠償責任保険・受託者賠償責任保険〉

安心補償５つのポイント

１．業務従事者の人数により保険料を算出！

分かりやすく業務従事者１名ごとの保険料設定となっています。

２．ペット関連業務に起因する賠償に備えます！

送迎中も含め、業務中に預かったペット（犬・猫に限る）に与えた損害も対象となります。

３．施設の管理等に起因する賠償にも備えます！

漏水事故での賠償も対象となります。

４．法律上の賠償責任が無くても一定の見舞金をお支払いします！

受託動物が突然死したことにより、お見舞金を支払うとき（10万円限度）も
サポートいたします。

５．訴訟に関する費用も補償します！

文書作成費用等の支出した費用も対象となります。

補償内容

施設所有（管理）者賠償責任保険　身体財物共通　１事故につき 3,000万円（免責金額1万円）

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が行うペット受託業務の実施にあたり、
被保険者が所有、使用もしくは管理する事業施設の管理の不備、または被保険者もしくはその従業員等の業務中のミスによって、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

例えば…　ペットを受託中、目を離した隙にペットが逃亡してしまい、通行人を噛んでしまった！

受託者賠償責任保険　１事故20万円・保険期間中　200万円　（免責金額5,000円）

被保険者が行うペット受託業務の実施にあたり、預かったペット（犬、猫に限る）に死亡・ケガをさせてしまった場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

例えば…　トリミング中にペットを施術台から落としてしまい骨折させてしまった！

見舞金費用　１事故・保険期間中　10万円　（免責金額1万円）

被保険者が顧客より受託したペット（犬・猫に限る）が突然死したことにより、慣習としてお支払いされる見舞金を補償いたします。（実費）

初期対応費用　１事故・保険期間中　50万円　（免責金額1万円）

事故により被保険者が負担した、事故現場の保存・取片付け費用、事故状況の調査費用等を補償いたします。

訴訟対応費用　１事故・保険期間中　50万円　（免責金額1万円）

日本国の裁判所に提起された訴訟に関連して、被保険者が支出した文書作成費用、再現実験費用等を補償いたします。

裏面もご確認ください

一般社団法人　全日本動物教育専門協会

【保険金をお支払いできる主な場合とできない主な場合】

補償項目	お支払いできる主な損害	お支払いできない主な損害
施設に関するリスクの補償	被保険者が行うペット受託業務の実施にあたり、被保険者が所有、使用もしくは管理する事業施設の管理の不備、または被保険者もしくはその従業員等の業務中のミスによって、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。	施設における昇降機の事故により生じる賠償責任は対象外です。 被保険者の所有、使用もしくは管理する自動車または施設外における船舶に起因して負担する賠償責任も対象外です。
受託物に関するリスクの補償	被保険者が行うペット受託業務の実施にあたり、預かったペット（犬・猫に限る）に死亡・ケガをさせてしまった場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。	疾病および脱走・逃走に起因する賠償責任は対象外です。 お預かりしたペット同士の闘争行為に起因する損害も対象外です。
見舞金費用	受託したペット（犬・猫に限る）が突然死したことにより、 慣習としてお支払いされる見舞金（実費）。	
初期対応費用	施設所有（管理）者賠償責任保険・受託者賠償責任保険に規定される損害の原因となる事由に起因して事故が発生した場合に、被保険者が緊急的対応のために現実に支出した次のいずれかに該当する引受保険会社が承認する費用。 ①事故現場の保存に要する費用 ②事故現場の取片付けに要する費用 ③事故状況または原因を調査するために要した費用 ④被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費 ⑤通信費 ただし、通常要する費用であって、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について必要かつ有益と引受保険会社が認めた費用に限ります。	
訴訟対応費用	施設所有（管理）者賠償責任保険・受託者賠償責任保険で、争訟費用が保険金として支払われる場合に、日本国の裁判所に訴訟が提起されたときに、被保険者が現実に支出した次のいずれかに該当する費用。 ①被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 ②被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 ③訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 ④被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。 ⑤意見書または鑑定書の作成にかかる費用 ⑥増設したコピー機の賃借費用 ただし、通常要する費用であって、被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益と引受保険会社が認めた費用に限ります。	事故後の製品開発等を目的とする実験費用は対象外です。

【保険期間・この制度にご加入いただける方】

◆保険期間　2026年9月1日午後4時から2027年9月1日午後4時まで

◆ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。
　◇申込人　一般社団法人全日本動物専門教育協会の会員に限ります。
　◇記名被保険者　一般社団法人全日本動物専門教育協会の会員に限ります。

◆業務従事者数は告知事項に該当しますので、必ず正しい人数でお申し込みください。

◆この保険は、「一般社団法人全日本動物専門教育協会」が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者よりご加入を案内しています。

◆中途加入の場合は、ご加入月の翌月1日から被保険者となります。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。
　詳細は「全日本動物専門教育協会会員向け賠償責任保険のご案内」をご覧ください。

（注）事故にあわれた場合の代理店・扱者・引受保険会社へのご連絡等
事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

①損害の発生および拡大の防止
②相手の確認
③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
事故は　いち早く
0120-258-189（無料）へ

保険に関するご相談・お問合わせは
三井住友海上火災保険株式会社　大阪北支店大阪北第二支社
ＴＥＬ：０６－６２２９－３２１１
【受付時間】平日　9:00～17:00
（年末・年始は休業させていただきます。）

代理店・扱者　エム・アイ・プラン株式会社
<本　社>〒552-0007 大阪府大阪市港区弁天3-20-1
TEL.06-6577-2700　FAX.06-6577-3200

引受保険会社　三井住友海上火災保険株式会社
<大阪北支店大阪北第二支社>
〒540-8677　大阪府大阪市中央区北浜4-3-1
三井住友海上大阪淀屋橋ビル14階
TEL.06-6229-3211　FAX.06-6229-3277

承認番号：B26-900353 承認年月：2026年6月